



秋田県道路交通法施行細則が 改正 されました！

幼児2人同乗用自転車に限って 幼児を2人まで同乗 させることができます。

平成21年7月1日施行

幼児2人同乗用自転車とは

社団法人自転車協会が、幼児2人を同乗させた場合の安全性等について「**幼児2人同乗基準適合車**」と認められた自転車で、今夏以降に販売される予定の自転車

適合自転車には



このBAAマークのステッカーが
自転車に貼られています

幼児2人同乗用自転車で幼児同乗が **OK・NG**



おんぶできるのは4歳未満
の幼児に限る

～ヘルメットの着用を～

転倒時の被害を軽減するためにも、子どもには乗車用ヘルメットを着用させましょう！

～自転車での傘さし・携帯電話・ヘッドホンの禁止～ (平成20年10月1日施行)



傘さし運転の禁止



携帯電話を使用しながらの運転禁止



ヘッドホン・イヤホンで両耳をふさぐ等周囲の音が十分に聞こえないような状態での運転禁止

秋田中央警察署